

渉外商業登記と入管業務

NPO法人渉外司法書士協会会員・司法書士 櫻井 恵子

1 はじめに

平成21年10月、「投資・経営」3年の在留資格認定証明書を手にして、思わず「ヤッター！」と叫んだ。登記関係の仕事では得られない感激である。というのも、入管業務は登記業務と違って書類がすべて揃っていても認定が下りるとは限らない。しかし、外国人の運命を左右することになるので、いつもはらはらドキドキさせられる。

16年間登録することなくお蔵入りしていた行政書士の資格は、渉外関係の仕事が増えるにつれお宝に変身した。外国人が日本に来て事業を開始しようとする場合、会社の設立登記と在留資格の取得はほとんどセットとってよいからである。日本のシステムを知らない外国人にとって、ワンストップサービスは不可欠である。そして、渉外関係の仕事をする司法書士にとって在留資格に関する知識は不可欠だと思う。

2 会社設立と在留資格

外国人が日本に入国し在留するためには、27ある在留資格のどれかに該当しなければならない。日本で事業の経営を開始してその事業を営むためには「投資・経営」の在留資格が必要である。ところが、この在留資格の認定申請は、事業、つまり投資が先行していなければ申請することができないため、会社の設立登記が先になる。その結果、会社は設立したが、経営者の在留資格はとれなかったという事態も生じる。会社の設立は、在留資格の取得を念頭におき、資本金、役員構成、

本店の場所等慎重に考えなければならない。

3 事例

今回のケースは、4人家族で、妻（以下、「A」という）が投資経営、夫（以下、「B」という）と子供二人（小学生）が家族滞在の在留資格をとりたいたいものであった。内容を簡潔に述べると、Aと子供はオーストラリア国籍、Bは米国籍、全員ベトナム在住である。AとBは、アジアの3カ国で会社を営んでいる。AとBは日本で同様の事業を開始したい。Aが経営し、Bは協力するものの日本で収入を得るつもりはない。ただ、その事業は立上げに時間がかかり、2、3年後まで売上げが見込めない。Bは十数回来日し、事業のリサーチをして、すでに住居や子供の学校は決めている。人物は問題がないと判断したが、事業の実態がみえにくい。Bは海外で大きな事業を進めており、日本での長期滞在が見込めないので、Aと子供二人の申請をすることにした。

4 一番の難関は「金銭の払込みがあったことを証する書面」

まず、事業の器として株式会社を設立した。短期滞在の在留資格しかない外国人にとって、以前から設立登記に必要な「金銭の払込みがあったことを証する書面」が一番のネックであった。以前、銀行は取引のない外国人に払込金保管証明書をなかなか出さなかったもので、通帳の写しでよくなってホッとしたが、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「ゲートキーパー法」という）が

施行され通帳自体がつかれなくなった。短期滞在の外国人は「日本国内に住居を有しない」とみなされ、銀行で口座の開設ができないのである。したがって、日本に住所のある人に発起人あるいは代表取締役になってもらい、その人の口座に資本金を払い込む方法しかないのではないかと考えている。また、ゲートキーパー法では司法書士は発起人全員の本人確認義務がある。以上のことから、今回は募集設立の形をとった。日本に住所のあるBの知人Cに一株引き受けてもらい、Cを発起人とした。

5 在留資格と資本金の額

次に、会社の資本金の額であるが、「投資・経営」の在留資格を取得する場合、資本金の額はいくらでもよいというわけにはいかない。「投資・経営」の在留資格を取得するための基準は「二人以上の本邦に居住する者を常勤で雇用していること」が必要である。しかし、数年前より500万円以上投資すれば前述の基準を満たさなくてもよいという取扱いになった。今回は3年後には10人以上雇用する予定だが、それまで従業員は不要である。500万円以上の投資とは、事務所を借りた賃料1年間分の合計額、店舗改装にかかる費用、自動車の購入費用等の合計額が500万円を超えればよい。ところが、申請時点では、事業への投資がほとんどないので、Aに500万円以上出資してもらうことにした。さらに、Bとの出資を合わせて1000万円の会社とした。なぜなら、目に見える事業の形がなく、5年間分の事業計画だけでAは本当に日本で事業をするのだということを、入国管理局に納得してもらわなければならないからである。本気度を示すために、最低でも1000万円は必要と考えた。さらに、事業と関連する学部の卒業証明書や資格取得証明書、すでに同様の事業を海外で展開していることを証明する海外の会社の設立証明書・決算書・パンフレット等を付けた。今回の出資は、対内直接投資に該当するので日本銀行への届出も行き、投資を証明する書類の一つとした。

6 投資経営と役職

在留資格の関係でAは代表者でなければならぬが、登記上代表者の一人は日本に住所を有することが必要であるから、住所がベトナムであるAと日本で外国人登録をしたBを取締役にし、各自代表とした。Aは印鑑証明書の代わりに、ベトナムにあるオーストラリア領事館でサイン証明書をとってもらった。

7 在留資格と賃貸借契約

BはすでにB名義で一戸建て住宅の賃貸借契約を締結していた。そこを、事務所兼自宅にする計画である。投資経営の在留資格の場合、自宅と会社は別の場所が原則である。同じ場所であれば明確に区分する必要がある。会社契約であれば、賃料を投資とみてもらえる。やむなく、仲介業者を説得して、今の契約をいったん解除し、借主を会社に、使用目的を居宅のみから事務所兼居宅に変更して契約を結び直してもらった。そして、2部屋を事務所と応接室にし、その写真を添付した。

8 結 末

会社設立後、家族全員が入国し、Aと子供たちの外国人登録手続を行い、会社の代表取締役Aの住所変更登記を行った。変更後の会社の登記簿謄本、新たな賃貸借契約書、子供たちの在学証明書等を取得して在留資格認定証明書交付申請ができたのは入国後1カ月が経っていた。短期滞在の場合90日間日本に滞在することができるが、その間に認定証明書が交付されなければ、いったん出国しなければならない。3週間後に3人の認定が下り、Aは短期滞在から投資・経営へ、子供たちは家族滞在に在留資格の変更ができた。

以上のように、渉外関係の仕事はもてる力をフルに発揮することが求められる。時間と手間がかかり大変ではあるが、やりがいのある仕事である。いろいろな国の人との出会いがあり、精いっぱいサポートをすればそこから小さな国際交流が生まれる。